

令和8年度 市民税・県民税申告書 書き方

1 収入金額、2 所得金額

- ⑦・①営業等 自分で営業（製造業・販売業・サービス業等）しているかた、
自由業（外交員、大工、左官、日雇い等）による収入があったかた
⑦・②農業 農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育等による収入があったかた
⑦・③不動産 地代、家賃、賃間、賃ガレージ等による収入があったかた
収入金額⑦・①・②・③ - 必要経費 = 所得金額①・②・③（申告書裏面7も記入）

※事業専従者がいる場合、申告書裏面8へ記入
生計を一にする配偶者や親族のうち事業に従事したかたがいる場合、事業収入から次のいずれか低い金額を控除する。
(1) 50万円（配偶者の場合は86万円）
(2) 営業等・農業・不動産の事業専従者控除額を控除する前の金額 ÷ (事業専従者の数 + 1)

- ⑦・④利子 預貯金利子などの所得があったかた（源泉分離課税分の課税対象分を除く）
収入金額⑦ = 所得金額④

- ⑦・⑤配当 株式の配当、証券投資信託の利益分配、剩余金の分配の所得があったかた
収入金額⑦ - 負債の利子 = 所得金額⑤（申告書裏面9も記入）
※非上場の配当に限ります。

- ⑦・⑥給与 債給、給料、賃金、賞与等の収入があったかた

（給与所得速算表）

給与等の収入金額⑦		所得金額⑥
～ 650,999円		0円
651,000円～1,899,999円		⑦ - 650,000円
1,900,000円～3,599,999円	⑦ ÷ 4 = ⑧ (千円未満切り捨て)	⑧ × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		⑧ × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円		⑦ × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～		⑦ - 1,950,000円

※源泉徴収票のないかたは、
申告書裏面6も記入

※所得金額調整控除

次の①又は②に該当するかたは、それぞれ下記控除額を計算し、上表で算出した給与所得から差し引きます。

- ①. 給与収入が850万円を超えていたかたで、次のいずれかに該当するかた

- ・申告者本人が特別障害者である
- ・扶養親族に特別障害者がいる
- ・23歳未満の扶養親族がいる

（控除額）

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与収入金額} \\ \text{(最大1,000万円)} \end{array} - 850\text{万円} \right) \times 10\% \quad (\text{最大15万円})$$

※①の扶養親族については、扶養控除とは異なり重複適用可

- ②. 給与所得と公的年金等に係る所得があり、双方の所得金額の合計額が10万円を超えるかた

（控除額）

$$\begin{array}{l} \text{給与所得金額 (最大10万円)} \\ + \\ \text{公的年金等に係る所得金額 (最大10万円)} \end{array} \quad - 10\text{万円}$$

※①、②両方に該当する場合は両方適用します。

◎給与所得計算の流れ

1. 給与所得速算表で給与所得を計算する

⑧ 円

2. 所得金額調整控除の①に該当する場合の控除額の計算（該当しない場合、⑨には0を記入する）

$$\left\{ \text{給与収入金額} \quad \text{円 (最大1,000万円)} - 850\text{万円} \right\} \times 10\% = ⑨ \quad \text{円 (最大15万円)}$$

3. 所得金額調整控除の②に該当する場合の控除額の計算（該当しない場合、⑩には0を記入する）

$$\begin{array}{l} ⑧ \text{給与所得金額} \quad \text{円 (最大10万円)} + \text{公的年金等所得金額} \quad \text{円 (最大10万円)} \end{array} - 10\text{万円} = ⑩ \quad \text{円}$$

※計算方法は2頁“⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫”を参照

4. 所得金額調整控除額を給与所得より控除する

$$(⑧) - ⑨ - ⑩ = ⑪ \quad \text{円}$$

（申告書裏面⑪に転記します）

⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭（公的年金等）国民年金、厚生年金、恩給などを受給しているかた

公的年金等の収入金額⑦	公的年金等所得金額⑧	
65歳以上 (昭和36年 1月1日 以前生まれ のかた)	～ 3,300,000円 3,300,001円 ～ 4,100,000円 4,100,001円 ～ 7,700,000円 7,700,001円 ～ 10,000,000円 10,000,001円 ～	⑧ - 1,100,000円 ⑧ × 75% - 275,000円 ⑧ × 85% - 685,000円 ⑧ × 95% - 1,455,000円 ⑧ - 1,955,000円
65歳未満 (昭和36年 1月2日 以降生まれ のかた)	～ 1,300,000円 1,300,001円 ～ 4,100,000円 4,100,001円 ～ 7,700,000円 7,700,001円 ～ 10,000,000円 10,000,001円 ～	⑧ - 600,000円 ⑧ × 75% - 275,000円 ⑧ × 85% - 685,000円 ⑧ × 95% - 1,455,000円 ⑧ - 1,955,000円

※1. 給与・公的年金等以外の所得 + (1.⑨) - ⑩（1頁“◎給与所得計算の流れ”参照）の金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合、公的年金等所得金額⑧に10万円を加えます。

また、給与・公的年金等以外の所得 + (1.⑨) - ⑩（1頁“◎給与所得計算の流れ”参照）の金額が2,000万円を超える場合、公的年金等所得金額⑧に20万円を加えます。

※2. ⑧がマイナスの場合（※1に該当するかたはその計算後）は、0となります。

- ⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭（業務）副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的な収入があったかた
収入金額⑦ - 必要経費 = 雜（業務）所得金額⑧

※収入金額⑦（令和8年度申告分）が300万円を超える場合、2年後（令和10年度）の申告では領収書や請求書等の5年間の保存義務が発生します。また、収入金額⑦（令和8年度申告分）が1,000万円を超える場合、上記に加え総収入額及び必要経費の内容を記載した書類の添付義務が生じます。

- ⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭（その他）個人年金等（公的年金等や業務に当てはまらないもの）があったかた
収入金額⑦ - 必要経費 = 雜（その他）所得金額⑧（申告書裏面10も記入）

- ⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭（機械、装置、車両などの資産（土地建物等を除く）の譲渡による所得があったかた
短期：保有期間が5年以内の資産を譲渡した場合

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（最大50万円） = 収入金額等⑦

長期：保有期間が5年超の資産を譲渡した場合

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（短期で余った控除額、最大50万円） = 収入金額等⑦

※特別控除の額は当該年中の短期と長期の合計額で限度額50万円
一時…生命保険契約等に基づく一時金、賞金、競馬等の払戻金等による所得があったかた

収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（最大50万円） = 収入金額等⑦

⑦ + {(⑦ + ⑧) × 1/2} = 所得金額⑪（申告書裏面11も記入）

分離課税所得があったかた

※分離課税所得用の申告書が必要なかたはお問い合わせください。

短期譲渡：令和7年1月1日現在の所有期間が5年以内の土地建物等を売却したかた

長期譲渡：令和7年1月1日現在の所有期間が5年超の土地建物等を売却したかた

株式等の譲渡：株を売却したかた（源泉徴収選択口座の上場株式を除く）

※配当割額控除額がある配当所得や、株式等譲渡所得割額がある株式等の譲渡所得を申告したい場合は、所得税の確定申告で申告することで、住民税に反映されます。

※税率等についてはお問い合わせください。

3、4 所得から差し引かれる金額（に関する事項）

「■」があるものは証明書又は領収書等が必要

- ⑬社会保険料控除
(控除額 = 支払金額)

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等の保険料等を支払った場合（申告者本人以外のかたの年金等から特別徴収（天引き）されている社会保険料は控除できません）

- ⑭小規模企業共済等掛金控除
(控除額 = 支払金額)

小規模企業共済等掛金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金（個人型、企業型）を支払った場合

■⑯生命保険料控除 生命保険契約に基づいて、一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合

新契約（平成24年1月1日以降契約分）		旧契約（平成23年12月31日以前契約分）	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
～12,000円	支払金額と同額	～15,000円	支払金額と同額
12,001円～32,000円	支払金額の1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払金額の1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払金額の1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払金額の1/4+17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

生命保険料控除計算表 (ⒶⒷⒺⒻ① 小数点以下切り上げ)

一般 生命	新保険料を上記新契約の表で計算した金額	(Ⓐ)	(最高28,000円) 円	計 (Ⓐ+Ⓑ)	(C)	(最高28,000円) 円
	旧保険料を上記旧契約の表で計算した金額	(Ⓑ)	(最高35,000円) 円	(ⒷとⒸのいすれか 大きい金額)	(D)	円
個人 年金	新保険料を上記新契約の表で計算した金額	(E)	(最高28,000円) 円	計 (E+F)	(G)	(最高28,000円) 円
	旧保険料を上記旧契約の表で計算した金額	(F)	(最高35,000円) 円	(FとGのいすれか 大きい金額)	(H)	円
介護医療	保険料を上記新契約の表で計算した金額	(I)	(最高28,000円) 円			
生命保険料控除額 計 (D+H+I)	(J)を申告書表面の⑯に転記します	(J)	(最高70,000円) 円			

■⑯地震保険料控除 損害保険契約等について、地震等損害保険部分の保険料を支払った場合

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払金額	控除額(i)	支払金額	控除額(ii)
～50,000円	支払金額の1/2	～5,000円	支払金額と同額
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	支払金額の1/2+2,500円
※小数点以下切り上げ	15,001円～	10,000円	

・地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は(i)と(ii)の合計額（最高25,000円）
・一つの契約で地震保険料、旧長期損害保険料との両方を支払っている場合、どちらか一方を選択

⑯～⑰寡婦控除・ひとり親控除（控除額=寡婦控除26万円、ひとり親控除30万円）※事実婚のかたを除く
寡婦控除 1. 合計所得金額が500万円以下かつ夫と死別後婚姻をしていない場合
2. 合計所得金額が500万円以下かつ夫と離別後婚姻をしていないかたで、扶養親族を有する場合（ひとり親控除に該当するかたを除く）

ひとり親控除 合計所得金額が500万円以下かつ未婚のひとり親又は夫（妻）と死別・離別をしているかたで、扶養親族である子又は生計を一にする子を有する場合

■⑲勤労学生控除（控除額=26万円）
学生で合計所得金額が85万円以下、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合

⑳障害者控除（控除額=特別障害者30万円（同居している場合は53万円）、その他障害者26万円）
あなたや同一生計配偶者（控除対象配偶者含む）、扶養親族（16歳未満含む）が障害者や特別障害者（精神1級、身体1・2級又は療育手帳A判定）、障害者控除対象者認定書を交付されたかたである場合

㉑～㉒配偶者（特別）控除（控除額は4頁「各種控除額」参照）
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合（58万円を超え、133万円以下の場合は配偶者特別控除になります。）

●同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で合計所得金額が58万円以下である人をいいます。これに該当し、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は申告書表面左側㉑～㉒欄にある「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」の□に✓を記入してください。

㉓～㉔扶養控除・特定親族特別控除（控除額は4頁「各種控除額」参照）
生計を一にする16歳以上の扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合（19歳以上23歳未満（H15.1.2～H19.1.1生）のかたを扶養しており、扶養親族の合計所得金額が58万円を超える場合は特定親族特別控除に該当します。）

●生計を一にする16歳未満（H22.1.2以降生）の扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合は控除の対象外ですが、非課税判定や障害者控除等に使用するため「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

㉕基礎控除（控除額は「各種控除額」参照）

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合

㉖雑損控除 災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合

控除額 = $\left(\begin{array}{l} \cdot \text{差引損失額} - \text{総所得金額等の}10\% \\ \cdot \text{災害関連支出の金額} - 5 \text{万円} \end{array} \right)$ のいすれか大きい金額

●差引損失額（マイナスの場合は0円）=損害金額+災害関連支出の金額-補てんされる金額

㉗医療費控除 あなたや生計を一にする親族の医療費を支払った場合（医療費控除の明細書の添付が必要です。）

控除額（最高200万円）=支払金額-補てんされる金額- $\left(\begin{array}{l} \cdot 10 \text{万円} \\ \cdot \text{総所得金額の}5\% \end{array} \right)$ のいすれか小さい方（小数点以下切り捨て）

㉘セルフメディケーション税制（選択する場合は「区分」欄に1を記載します。医療費控除と併用不可。）

あなたが健康診断等の取組を行っており、あなたや生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品を購入した場合

控除額（最大88,000円）=購入金額-補てんされる金額-12,000円

※セルフメディケーション税制の明細書が必要なかたはお問い合わせください。

各種控除額

		あなたの合計所得金額				控除額	
		900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,000万円以上		
㉓ 扶 養 控 除	配偶者 控 除	一般 老人(S31.1.1以前生)	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	控除対象外 (同一生計配偶者)	
㉔ 配 偶 者 特 別 控 除	配偶者 の合 計 所 得 金 額		580,001円～1,000,000円 1,000,001円～1,050,000円 1,050,001円～1,100,000円 1,100,001円～1,150,000円 1,150,001円～1,200,000円 1,200,001円～1,250,000円 1,250,001円～1,300,000円 1,300,001円～1,330,000円	33万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円	22万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円	11万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円	控 除 對 象 外
㉕ 基 礎 控 除	特 定 親 族 特 別 控 除	配偶者 の合 計 所 得 金 額	580,001円～950,000円 950,001円～1,000,000円 1,000,001円～1,050,000円 1,050,001円～1,100,000円 1,100,001円～1,150,000円 1,150,001円～1,200,000円 1,200,001円～1,230,000円	45万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円	45万円 41万円 31万円 21万円 11万円 6万円 3万円		
㉖ 特 定 親 族 特 別 控 除	特 定 親 族 の 合 計 所 得 金 額						

（※）同居老親等

…自身又は配偶者の直系尊属で同居しているかた

税額から差し引かれる金額（税額控除額）

1 配当控除（株式の配当等）

総所得金額に対象となる配当所得がある場合、税額から右記の額が控除されます。
(分離課税での申告を選択した場合は適用無し)

控除額=配当所得の金額×以下の控除率

課税総所得金額等	市民税	県民税
1,000万円以下	配当所得の1.6%	配当所得の1.2%
1,000万円を超える部分	配当所得の0.8%	配当所得の0.6%

2 寄附金税額控除（裏面12に記載）

都道府県・市区町村、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県・稲沢市が条例で指定した団体等に2,000円を超える寄附金を支出した場合、以下の額が税額から控除されます。

$$\text{控除額} = \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{寄附金額又は} \\ \text{総所得金額等の}30\% \end{array} \right) - 2,000\text{円} \right\} \times 10\% \quad (\text{基本控除額})$$

○都道府県・市区町村への寄附のうち、特例控除の対象となるものについては、基本控除に下記控除額を加算します。

$$\text{控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021) \quad (\text{上限：市・県民税所得割額の}20\%)$$